

自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付公募物件

(1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

- ・対象となる貸付場所は、次のとおり。

○ 新潟市曾野木地区センター 公民館側入口

(2) 貸付場所、貸付面積、台数及び最低貸付料（月額）

物件番号	貸付場所	貸付面積	台数	最低貸付料(月額)
1	新潟県新潟市江南区天野2丁目7番2号 新潟市曾野木地区センター 公民館側入口	1.40㎡	1	1,415円

※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、転倒防止に必要な器具の設置の面積を含む。設置にあたっては、新潟市と協議のうえ設置すること。

※2 「最低貸付料（月額）」には、消費税及び地方消費税を含まない。なお、土地・建物の評価に変動があった場合、または新潟市財産条例の改正があった場合には、それらに準じた改正後の額とする。

※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず入札（応募）前に設置場所の確認をすること。

2 貸付期間

平成30年12月1日から平成35年11月30日まで（5年間・更新なし）

3 設置条件

(1) 本体

飲料自動販売機とする。

大きさはおよそW1,200mm×D900mm×H1,900mm以内とする。

(2) デザイン及び色は、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

- ・以下の条件のうち、最低でも3項目以上を満たしていること
 - 屈まず楽な姿勢で商品を取り出せる構造となっていること
 - 硬貨投入口が受け皿型（一括投入方式）となっていること
 - 硬貨返却レバーは、小さな力で容易に操作できるものであること
 - 硬貨返却口は、片手で硬貨を取り出せる構造であること
 - 紙幣挿入口は、片手で操作できる構造であること
 - 通常の商品選択ボタンに加え、低い位置（車椅子対応）にもボタンがあること
 - 商品や小物を置くことができるテーブルを備えていること

(3) 環境対策

- ① ノンフロン冷媒を採用した機種とする。
- ② 「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(4) 安全対策等

- ① 自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS）の「自動販売機の据付基準」や日本自動販売機工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」等を遵守し、転倒防止措置等の安全確保を十二分に行うこと。

その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

- ② 硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。
- (5) 専用子メーターの仕様
検定付で有効期限内の証明用電気計器を設置すること。
- (6) 使用済み容器の回収
 - ① 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置する。
 - ② 回収ボックスの規格
 - ・プラスチック製または金属製とする。
 - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積のものとする。
 - ③ 使用済容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。
- (7) 自動販売機の設置及び管理運営
 - ① 設置業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
 - ② 設置業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応すること。
 - ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

4 販売商品の種類等

- (1) 酒類を除く清涼飲料水とする。また、缶・ペットボトルによる販売に限る。
- (2) 水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。
- (3) 通常の定価販売とすること。

5 商品管理

- (1) 商品管理には万全を期すこと。特に不良品点検（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。
- (2) 新潟市曾野木地区公民館開館時間内に適宜商品を補充し、売切れが生じないようにすること。

6 貸付料及び納入方法

- (1) 貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の合計総額を100で除した値に「入札金額」に記載された貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を乗じて得た額（円未満切捨て）により積算する。
- (2) 設置者が新潟市に支払う貸付料は（1）の当該金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（円未満切捨て）とする。なお、消費税及び地方消費税が変わったときは、これに従うものとする。
- (3) （1）による貸付料が最低貸付料に満たない場合は、最低貸付料を当該月の貸付料とする。
- (4) 貸付料は、新潟市が発行する納入通知書により、毎月新潟市の指定する期日までに支払うものとする。なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合の最低貸付料は、日割りをもって計算する。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

設置業者は、次の費用を負担するものとする。

- (1) 自動販売機の搬入設置及び撤去に伴う運搬費、工事費等
- (2) 自動販売機の電気料金を計測するための専用子メーターの設置費等
- (3) 自動販売機の正常稼動に必要な光熱水費（「新潟市公有財産事務取扱要領第5章第7節光熱水費の実費徴収」を準用）
- (4) 自動販売機の稼動に必要な点検調整費、修理費等
- (5) 空き缶回収箱等、新潟市の指示する物品
- (6) 空き容器処理費

なお、設置、工事等に当たっては新潟市の指示に従うものとする。

9 契約の解除

設置業者は、自己の都合により自動販売機を取り下げる場合は、事前に新潟市に書面により通知し、新潟市の指示する方法により契約を解除することができる。

10 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き、設置業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き、新潟市はその責を負わない。
- (2) 設置業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 原状復旧

設置業者は、自動販売機を撤去したときは、設置業者の責任と負担のもとに原状復旧を行い、新潟市の確認を受けること。

13 その他

事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については、新潟市はその責を負わない。

14 参考データ

- (1) 施設利用者数（平成29年度） 約25,000人／年

- (2) 施設内容

- ・新潟市曾野木地区公民館

- 開館時間 月曜～土曜 午前9時から午後9時30分

- 日曜・祝日 午前9時から午後5時30分

- 休館日 毎月第4日曜日、12月29日から1月3日

- ・新潟市江南区役所曾野木連絡所

- 開館時間 午前8時30分から午後5時30分まで

- 休館日 土曜・日曜・祝日、12月29日から1月3日

- (3) 販売実績（平成29年度） 2,910本